

府中市「タブレット端末活用のルール」について

学習内容をよりよく理解し、学びをより豊かにしたりするために、これからタブレット端末を上手に活用していきましょう。府中市では、学校だけではなく、家庭でもみんなが安心、安全、快適にタブレット端末を活用していくために、「タブレット端末活用のルール」をつくりました。みんなでルールをしっかり守って、楽しく学習を進めていきましょう。

1 目的

学校で貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動以外のことで（SNSやゲーム等）使ってはいけません。

2 使用する場面

学校と家庭以外では使用しません。登下校中はタブレット端末をかばんから出しません。

3 使用上の注意

壊れたり、不具合を起こしたりするのはどのような時か考えて使きましょう。

- ・タブレットの画面は、指で触れる、または専用のペン（各家庭で必要に応じて用意）を使うようにします。えんぴつやシャーペン等で触れたり、落書きしたり、磁石を近づけたりすることはしません。
- ・カバンのしたや地面に置いたり、持ったまま走ったりはしません。タブレットが入ったカバンを放り投げません。
- ・落とす、水にぬらすなどしないように気をつけます。

気持ちよく使えるように、使きましょう。

- ・友達のタブレットにはさわりません。
- ・友達が使用している時は、友達の邪魔をしません。
- ・classroom等で発言するときはお互いが気持ちよく過ごせる言葉づかいをしましょう。

4 校内で使う場合

- ・学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- ・休み時間や放課後に使う時も、先生が認めたこと以外に使いません。

5 家庭で使う場合

- ・1日の中で使用する時間について、家の人とよく話し合います。
- ・長時間やらないように休憩しながら使しましょう。寝る1時間前は使いません。（2時から翌日6時までは使用できません。）
- ・自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくる時は、自宅ですべて充電をしておきます。（充電器は自宅で保管、管理をお願いします。）

6 保管

- ・学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れます。
- ・家庭で保管するときは、家の中の目につく所に置いておきます。

7 健康のために

- ・タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、目とタブレット端末を30cm以上離すなど、画面に近づきすぎないように気を付けます。
- ・30分に1回、20秒以上は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませます。
- ・部屋の明るさに合わせて、タブレット端末の画面の明るさを調整します。（夜、家庭で使用するときは、昼間に使用する時も明るさを下げます。）

8 安全な使用

- ・インターネットには制限がかけられていますが、もし危険なサイト・あやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、大人に知らせます。
- ・インターネット上のファイルには危険なものもあるので、むやみにダウンロードをしないようにしましょう。

9 個人情報

- ・ログインするための二次元コードは、学校用と家庭用の2枚があります。学校用は先生が管理し、使用するときには渡します。家庭用は、家庭でタブレット端末を使用するときに使います。
- ・二次元コードを失くしてしまったときは、すぐに先生に知らせます。第三者による不正使用を防ぐために、新しい二次元コードを発行します。
- ・自分のタブレットや他人に貸したり、使わせたりしません。(兄弟であっても貸し借りはしません。)
- ・自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号、写真)は、インターネットに絶対にあげません。メールでも人に送り返しません。トラブルに巻き込まれる原因になります。

10 カメラの撮影

- ・先生が許可したとき以外カメラは使いません。人の家や人物は基本的に撮りません。活動によっては撮影することがあります。その際は勝手に撮らず必ず相手や場所の許可をもらいましょう。

11 データの保存

- ・学校のタブレットでつくったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は学習活動で先生が許可したものだけ保存してください。

12 設定の変更

- ・先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定は勝手に変えないでください。

13 不具合や故障

- ・タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても戻らない時
 - ・壊れたり、無くしたりした時
- 学校にいる時・・・すぐに先生に知らせます。
- 学校以外にいる時・・・保護者の方が連絡帳に記入し、担任の先生に提出します。